

令和元年度 独立行政法人地域医療機能推進機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和元年度独立行政法人地域医療機能推進機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 地域医療機構における平成 30 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、少額随契を除く契約件数は 4,654 件、契約金額は 1,805 億円である。

また、競争性のある契約は 3,957 件（85.0%）、1,718 億円（95.2%）、競争性のない随意契約は 697 件（15.0%）、87 億円（4.8%）となっている。

平成 30 年度においても継続して「契約状況一覧表」の作成等を義務付けることで各病院の調達計画と契約手法の事前把握及び改善指導を徹底するとともに、安易な随意契約を防止する観点から、各病院に設置されている「契約審査委員会」による審議のほか、本部・地区事務所による事前点検を行い、一層の契約事務の適正化を図った。

その結果、平成 29 年度と比較して、競争性のない随意契約の割合が件数・金額ともに減少（件数は 3.5%の減、金額は 5.1%の減）した。

表 1 平成 30 年度の地域医療機構調達全体像

(単位：件、億円)

	平成 29 年度		平成 30 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(81.2%) 3,196	(88.1%) 746	(85.0%) 3,954	(95.1%) 1,717	(23.7%) 758	(130.0%) 971
企画競争・公募	(0.3%) 10	(1.9%) 16	(0.1%) 3	(0.1%) 1	(△70.0%) △7	(△93.0%) △15
競争性のある契約 (小計)	(81.5%) 3,206	(90.1%) 763	(85.0%) 3,957	(95.2%) 1,718	(23.4%) 751	(125.3%) 956
競争性のない随意契約	(18.5%) 729	(9.9%) 84	(15.0%) 697	(4.8%) 87	(△4.4%) △32	(3.1%) 3
合計	(100%) 3,935	(100%) 847	(100%) 4,654	(100%) 1,805	(18.3%) 719	(113.1%) 958

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の () 書きは、平成 30 年度の対 29 年度伸率である。

(2) 地域医療機構における平成30年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は373件(9.6%)、契約金額は225億円(13.2%)である。

平成30年度は平成29年度と比較して、一者応札となった工事等の高額案件があったため、一者応札・応募の金額の割合は若干増加しているが、件数の割合は、昨年に引き続き着実に減少している。

表2 平成30年度の地域医療機構の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成29年度	平成30年度	比較増△減
2者以上	件数	2,730 (86.6%)	3,521 (90.4%)	791 (29.0%)
	金額	589 (88.1%)	1,473 (86.8%)	884 (150.3%)
1者以下	件数	422 (13.4%)	373 (9.6%)	△49 (△11.6%)
	金額	79 (11.9%)	225 (13.2%)	146 (183.1%)
合計	件数	3,152 (100%)	3,894 (100%)	742 (23.5%)
	金額	668 (100%)	1,698 (100%)	1,030 (154.2%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成30年度の対29年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、法人全体における競争性のない随意契約件数の割合、一者応札・応募状況は、3期連続して目標を達成しており、一定の水準に達したと考えられる。

令和元年度は、引き続き契約事務適正化への取り組みを行うとともに、競争性のある契約については、応札業者が準備のための期間を十分に確保できるよう、契約類型毎に契約締結から履行開始までの期間(以下、「契約類型別準備期間」という。)及び企画競争による契約の公告期間を定め、応札業者の新規参入を促進し、従前以上に公正性・透明性を確保しつつ、調達の合理化を図ることとする。

【契約類型別準備期間を確保した契約件数の割合が80%を上回るよう取り組む】

【企画競争による契約の公告期間を確保した契約件数の割合が80%を上回るよう取り組む】

(1) 契約事務適正化への取り組み

- ① 随意契約によることができる事由の適用について厳格化を図る。
- ② 複数業者が応札することが可能か精査する。
- ③ 必要に応じて参加資格要件を緩和し中小企業が参加しやすくする。
- ④ 本部が取りまとめた医療機器等の調達実績や市場調査結果等を参考に適切な予定価格を設定する。
- ⑤ 仕様書等の見直しなど工夫することにより契約金額が前回より低くなるよう努力する。

- ⑥ 会計規程第 52 条に規定するもの以外の競争性のない随意契約が生じないよう指導・徹底する。
- ⑦ 事前点検の強化を継続して実施する。
- ⑧ ワーク・ライフ・バランス等の推進企業等が参加しやすくする。

(2) 契約類型別準備期間（契約締結から履行開始までの期間）

- ① 物品物流管理（SPD）の委託契約 (6 ヶ月以上)
- ② 売店・食堂事業の委託契約 (6 ヶ月以上)
- ③ 院内の給食業務の委託契約 (6 ヶ月以上)
- ④ 駐車場の管理業務の委託契約 (6 ヶ月以上)
- ⑤ 院内保育所運営業務の委託契約 (6 ヶ月以上)
- ⑥ 院内の清掃業務の委託契約 (6 ヶ月以上)
- ⑦ 医療事務業務（健康管理センター業務を含む）の委託契約 (6 ヶ月以上)
- ⑧ 警備業務の委託契約 (6 ヶ月以上)
- ⑨ 送迎・運転業務の委託契約 (6 ヶ月以上)
- ⑩ 施設管理業務の委託契約 (6 ヶ月以上)
- ⑪ ①～⑩以外の役務で次にあげるもの
 - ・ 契約期間が 1 年を超える役務の提供
 - ・ 契約期間が 1 年を超えないものであっても繰り返し行われる役務の提供
 - (ア) 予定価格が年額 3,000 万円以上 (6 ヶ月以上)
 - (イ) 予定価格が年額 3,000 万円未満 (1 ヶ月以上)
- ⑫ ①～⑪以外の役務の提供に関する業務の委託契約、並びに工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借契約
 - (ア) 予定価格が年額 1,000 万円以上 (1 ヶ月以上)
 - (イ) 予定価格が年額 1,000 万円未満 (1 週間以上)

(3) 契約類型別公告期間

- ① 企画競争による契約 (30 日以上)
- ② 上記以外の契約 (10 日以上)

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

各病院は随意契約を締結することとなる案件については、事前に各病院に設置されている契約審査委員会において、会計規程で定める「随意契約によることができるとの整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受け、病院の契約審査委員会で判断しがたい場合は、各地区事務所に意見を求め、地区事務所の意見を踏まえ、再度、病院の契約審査委員会で点検を受けることとしており、更には、「契約状況一覧表」の作成により、年間の契約の予定について、契約内容、契約方式等、個別契約の妥当性等を本部において事前点検

し、改善指導を実施するとともに、計画の実施状況等について、本部と地区事務所が連携してフォローアップする。

また、医療機器等に予見不可能な故障が生じ、診療業務等に重大な影響が生じ得る場合その他の非常緊急の場合において当該機器等を直ちに修理する必要がある場合等止むを得ないと認められる場合においても、各病院の契約審査委員会における審議の他、事前に本部・地区事務所に報告を行う。【各病院等に設置されている契約審査委員会が適切に機能しているか本部でモニタリングを行う。】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取り組み

地域医療機構では、これまで各病院等に設置された契約審査委員会において、調達内容等について事前チェックするとともに、調達後は、契約内容チェックシートにより事後チェックを行っている。併せて、契約事務実務者等を対象とした定期的な研修を行っている。

研修については、契約内容チェックシートの担当職員間での定着状態をチェックして研修計画の見直しを行う。【検討・実施結果】

(チェック・検討の観点)

- ① 他の法人で発生した不祥事の原因の分析
- ② 病院内での物流に係る相互牽制機能の強化
- ③ 本部は病院が締結した契約書の妥当性についてサンプリング調査を行う。

検討結果と対応策については、業務監査の任にある監事とも連携し、その意見も踏まえて遺漏なきを期す。【監事意見等】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、管理担当理事を総括責任者とし、運営支援部経理課を中心に調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	管理担当理事
メンバー	総務部長、企画経営部長、運営支援部長、内部統制担当部長、 内部監査担当部長、総務課長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（随意契約、一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

(3) 内部監査による確認

前記2. 及び3. の取り組みが適切に実施されているか業務監査の任ある監事と連携して内部監査時に点検・指導を行う。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、地域医療機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取り組みの追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。